令和８年度　第１回　米原市国民健康保険運営協議会　議事概要

１　日時　令和８年８月 20 日(木)　午後７時から午後８時 50 分まで

２　会場　米原市役所　本庁舎３階　会議室３Ｃ

３　出席委員　吉田正子会長、佐野洋史副会長、箕浦政直委員、鈴木雄市委員、山形寛吏委員、加賀井和幸委員、山根史考委員、竹下裕基委員、杉本里美委員、岡島弘典委員、髙田忍委員、和田健二郎委員、五十嵐章和委員

４　議事録署名人の指名について

杉本里美委員、岡島弘典委員を指名

５　協議事項等

（１）国民健康保険事業の概要について

資料１、資料２により、国民健康保険（以下「国保」という。）事業の概要について事務局から説明

【意見等１】市の国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を活用した国民健康保険税（以下「国保税」という。）の引下げだけでなく、医療費の増加を抑制するために保健事業の強化に基金等を活用すべきでは。

⇒【事務局】本市においては本協議会の御意見を踏まえ、毎年度、11 月中旬以降に県から示される標準保険料や被保険者数の見込み等をもとに、第３期滋賀県国民健康保険運営方針で定められた保険料水準統一の移行期間（令和 11 年度まで）を見通し、基金を活用して税率を抑制しつつ、県内市町との保険料水準の統一に向けて可能な限り均等な伸びとなるよう調整を行っている。

保健事業の今後一層の取組みが必要と認識しており、本市では令和４年度以降、特定健診の受診料を無料化しているが、今日、高齢化や医療の高度化等に伴い、国民医療費が増加しており、国においては社会保険制度を維持するため、様々な見直し、検討等が進められている。

このような中、将来的な標準保険料を見込みつつ、基金の保健事業への具体的な活用可能額を見込むことは困難であり、当面は国保税の抑制（激変緩和）に向けた活用を優先したいと考えている。

なお、保険料水準の統一後は、県からは市町基金等は保険税（料）の引下げには活用できなくなる旨を確認しており、将来的な財政状況等を踏まえて保健事業への活用に向けて検討したい。

【意見等２】保険料水準の統一後は、保健事業の主体は県になるのか。

⇒【事務局】保険料水準統一後も保健事業は引き続き市町が（主体となって）実施する。県においては、引き続き市町における特色ある取組みが実施できるよう調整等が行われる。

（２）令和７年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について

資料３により、令和７年度米原市国民健康保険事業特別会計決算について事務局から説明

（３）保健事業の取組「第３期米原市保健事業実施計画、第４期特定健康診査等実施計画」について

資料４により、保健事業の取組「第３期米原市保健事業実施計画（データヘルス計画）、第４期特定健康診査等実施計画」の中間評価について事務局から説明

【意見等１】40 歳代の特定健診受診率の目標値が 30%と低いのではないか。重点対象であればもっと挑戦的な目標にすべきではないか。

⇒【事務局】働き盛り世代は事業主健診を受けている方も多く、実態把握が難しい面がある。今後は事業主健診の結果提供の依頼も含め、受診率向上に努めたい。

【意見等２】特定健診未受診者に対してどのような対策を行っているのか。

⇒【事務局】業者委託によりハガキによる個別通知や、受診勧奨対象者の抽出を実施したうえで、電話による受診勧奨を実施している。未受診者の約６割が医療機関を受診しているデータがあるため、医療機関の先生方からも受診勧奨をお願いしている。

【意見等３】40歳代の特定健診の受診について、従業員の健康診断（事業主健診）を実施している事業所と連携を図る取組みを進めると良いのでは。

（４）その他（年間予定等）

資料５により、年間予定等について事務局から説明